

準正事例①

フィリピン人女性Mは、東京都北区にあるパブで働いていた。頃、客として来店した日本人男性Bと知り合い、交際を始めた。頃から両名はBの自宅でBの母及びBの前妻の子と同居生活を始めた。

にMはBとの間に長男Tを出産し、に長女Sを出産した。1996年にMは知り合いから「認知」のことを聞き、BにT及びSの認知を求めたが、Bは手続に意欲を示さず認知はされなかった。

にMとBは婚姻した。Mは超過滞在であったため、在留特別許可を求めて両名は東京入国管理局に出頭したところ、担当官から「子どもたちを認知してから来るように」と指示された。そこで、にBはようやくTとSを認知し、T及びSに準正が成立した。しかしMもBも準正子について届出により日本国籍を取得できることを知らなかったため、届出を行わなかった。

MはBと同居をはじめた当時から義理の母とうまくいかなかった。頃、Mは義理の母のことや生活費のこと等をめぐってBと口論になり、BはMに激しく暴力を振った。そのためMはその3日後にT及びSを連れて家を出た。

その後、Mは知人を通じてにBと離婚した。さらに翌にTとSについて国籍法3条に基づく国籍取得届出を行った。この届出により、T及びSは、準正が成立してから3年4カ月後、日本人父であるBとの同居生活が消滅してから2年8カ月後、さらに両親が離婚してから半年後に準正を理由として国籍取得を取得した。

なおMとBは離婚時に子どもたちの親権者を定めなかったため、届出は親権者であるM及びB両名により行われた。M、T及びSがBと会ったのはに家を出て以来、2年8カ月ぶりであった。

準正事例②

フィリピン人女性 F は に 6 ヶ月間の興業ビザで来日後、日本人男性 S と知り合い、交際をはじめた。F は S の子どもを妊娠したが、超過滞在だったため に帰国した。 に F はフィリピンで S の長女 R を出産した。S は F に毎月 3 ～ 5 万円の生活費を送金していた。 に F と S はフィリピンにて婚姻し、S の本籍地に報告的届出がなされた。また S は に R を認知し、R の準正が成立した。しかし F も S も準正子について届出により日本国籍を取得できることを知らなかったため、届出を行わなかった。

F と S は日本で同居生活を送るため、F と R の来日の準備をしていたが、手続は進まなかった。そのうち、 を最後に S からの送金は途絶え、 を最後に S との連絡も絶えた。

F はある NGO の協力を得て に単身来日し、90 日の短期滞在の在留許可を得て上陸した。来日前後に S の所在が判明したが、S は F との離婚を希望した。他方、F には離婚の意思はなく、S との同居および R の日本国籍取得を希望した。F は日本国籍取得のために に R を来日させ、 に S の協力を得て国籍法 3 条による国籍取得の届出を行った。R に準正が成立してから 1 年 11 カ月後であった。また前記の通り R の出生前に F はフィリピンに帰国したため、R は S との同居生活を送ったことはない。

F の婚姻生活再開の要求と S の離婚の希望は平行線を辿り、事実上の別居状態のまま S から F に養育費 2 万円の送金が行われた。その後、F が離婚に同意し、離婚が成立した。

準正事例③

フィリピン人女性 E は群馬県高崎市のクラブで働いていた。E に客として来店した日本人男性 N と知合い、交際を始めた。E に妊娠が判明し、E は E に帰国し、E に長男 K を出産した。N は E の帰国後、毎月フィリピンを訪れた。当時 N は婚姻中だったが、E に離婚が成立したため、E に E と N はフィリピンで婚姻した。E に E と K は来日し、N の自宅で N の母との同居が始まった。来日して約 1 カ月後の E に E は長女 M を出産した。M は婚内子として日本国籍を取得し、N の戸籍に記載されたが、他方 K は N が認知に関心であったために認知の手続がなされず、また E も N も準正による国籍取得について知識を持っていなかった。

N は仕事柄出張が多く、不在がちであった。E は同居の義母との関係が悪化し、E に K と M を連れて家を出た。その後何度か義母と連絡を取ったが、N と話し合いをする機会は得られなかった。

その後、E が在留期間更新申請のために N の戸籍謄本をとりよせたところ、E に協議離婚が成立している事が判明した。N が E の署名を偽造して勝手に離婚届を出したものと推測された。

E に E はある NGO に K の認知と国籍取得などを相談した。E に N と連絡が取れたが、N が認知をしたのは E であった。E と N が婚姻してから 8 年後、N との同居生活が解消されてから 7 年後であった。

K は E に自ら国籍法 3 条による国籍取得の手続を行い、日本国籍を取得した。

準正事例④

フィリピン人女性Sはマニラ在住中の [] にフィリピンを訪れていた日本人男性Tと知り合い、Tが毎月のようにSに会いにフィリピンを訪れるようになり、交際を始めた。

[] にSはTの子Mをマニラで出産した。[] にSとTはマニラ市内で婚姻をし、[] に2人の婚姻はTの本籍地に報告的届出がなされ、Tの戸籍に記載された。

[] にSはTとの第2子Kを出産したが、Kには先天的な異常があった。

SとTは来日して [] にKの出生届を提出した。またTはSの説得により同日Mの認知を届け出、Mの準正が成立した。

[] にKが死亡した。ショックを受けたSに対しTの対応は冷淡であり、またSに対する肉体的・言葉による暴力もふるわれるようになった。そのためSは [] にMを連れてTの家を出てフィリピンへ帰国し、数ヶ月後にTには知らせずに再度来日し、友人を頼り横浜市内で居住していた。

[] SはTとの離婚調停を申し立て、[] に離婚が成立した。Mの単独親権者となったSは、[] に国籍法3条に基づきMの国籍取得の届出を行い、Mは日本国籍を取得した。準正成立から2年、Tと別居してから1年余り後であった。

準正事例⑤

フィリピン人女性Pは[]に興業ビザで来日したときに働いていた職場で日本人男性のAと知り合った。翌年、契約期間の終了とともにPはフィリピンへ帰国した。Pはその時Aの子を身ごもっていた。Aは妊娠をしたPを気遣い毎日のように電話をし送金をしてPを支えた。

[]、PはGを出産した。PもAも認知についての知識がなく、その手続を行わなかった。しかし、Aからの連絡や送金は続いた。

[]、PとAはフィリピン方式で婚姻をした。婚姻後、Aは日本へ帰国した。しかし、その後Aからの連絡は途絶えはじめ、[]以降、全く連絡がなくなった。PはAとの婚姻が日本に届けられているかどうかを確認することもできなかった。

[]、PはNGOに相談をして、AにGに対する扶養義務を果たしてもらうよう要求をした。NGOがAの戸籍を確認したところ、[]に他のフィリピン人女性との婚姻の記載があり、Aは重婚となっていた。フィリピン法では重婚の後婚は無効となる。Aと連絡を取り、毎月1万円の養育費の合意に達したが、1度だけ送金があったきり途絶えた。

[]、フィリピン方式で成立したPとAの婚姻の日本への報告的届出を行った。フィリピン方式で婚姻が成立してから、約11年9か月が経っていた。Aの戸籍には重婚が記載されたためにPとの離婚を求めた。PはAのGに対する認知と国籍取得の手続編御協力を条件に離婚に応じた。

[] AはGを認知し、準正が成立した。Gの出生から12年10か月後、PとAの婚姻から12年6か月後、連絡を取り合わなくなってから10年10か月後であった。

[] PとAの共同親権で国籍法3条によるGの国籍取得の手続を行い、国籍取得をした。[] PとAの協議離婚が成立した。

準正事例⑥

、日本人男性の F は友人とフィリピンを訪れたときにフィリピン人女性の S を友人から紹介され、交際を始めた。F は日本へ帰国後、S に毎日電話をして週に 3 通ぐらいの頻度で手紙も出し、1 年に 3 回、3 泊 4 日でフィリピンにいる S のもとを訪れた。

、S はフィリピンで長男 T を出産した。当時、F には日本人の妻との離婚が成立していなかったために、S と婚姻ができず、また胎児認知や認知に関する知識も無かったため、T は認知されなかった。T の出生後も F は 1 年に 3 回、3 泊 4 日でフィリピンの母子のもとを訪れた。

F の離婚が成立していなかったため、S は、興行ビザで来日し、半年間日本に滞在して F と同居した (T はフィリピンに残してきた)。

、F は妻との離婚が成立したため、、S と F はフィリピン方式で婚姻した。その 7 日後、S は次男 K を出産した。フィリピンで出生後、3 ヶ月以内に国籍留保届を在比日本大使館または日本の市町村役場で行うことを知らなかったために、K は日本国籍を喪失した。

K の出産後も毎日電話があり、送金も続いた。母子を日本に呼び寄せる手続を進めていたが、書類に誤記がありその訂正に時間を要し、手続がなかなか進まなかった。から F の連絡が途絶え始めたため、、NGO に相談したが、F は行方不明だといわれ、S は一人で子どもたちを育てる決心をした。

、S の妹に身元保証人になってもらい、短期滞在で来日した。その時、F の戸籍謄本を取寄せたところ、S との婚姻は未届で二人の子どもたちの国籍もないことを知った。そして、S は必要書類を揃えて、婚姻の報告的届出を行った。子どもたちの国籍について NGO に相談したところ、次男の K は日本で暮らさない限り国籍が取れないことを知り、、子どもたちを連れて来日した。

現在、T の認知および離婚の調停準備中である。認知の成立後、国籍法 3 条に基づく国籍取得届出を行う予定である。すでに、S と F の婚姻後 11 年が経過しており、連絡を取合わなくなってから 9 年が経過している。



調停申立書



2005年12月19日

申立人代理人 弁護士 近藤博徳



横浜家庭裁判所川崎支部 御中

〒194-0202 東京都町田市

申立人

〒194-0202 東京都町田市

申立人法定代理人親権者

社会福祉法人 園長

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目10番3号 太田紙興新宿ビル8階

TOKYO大樹法律事務所

tel 03-3354-9652 / fax 03-3354-3324

申立人代理人弁護士 近藤博徳

〒210-0852 神奈川県川崎市

相手方

申立の趣旨

申立人が相手方の子であることを認知する
との調停を求める。

申立の理由

- 1 申立人の母である [] ([] フィリピン国籍) と相手方は、1990年2月頃、当時 [] が働いていた神奈川県川崎市内のフィリピンパブ「 [] 」で知り合い、交際を始めた。相手方は同年7月頃まで同店に通ったり店外でデートをしたりして [] と交際をしていたが、7月頃に [] の妊娠が判明したため、相手方は [] と同居生活を始めた(甲4号証・「知り合った経緯書」)。
- 2 翌1991年4月 [] 日に申立人が出生した。なお出生届の子の氏名欄には「 [] 」との記載があり(甲2号証・出生届)、相手方が命名したものと推測される。
- 3 その後、同年7月 [] 日に [] と相手方は婚姻届を提出した(甲1号証・除籍謄本)。
- 4 1992年11月 [] 日に [] と相手方は在京フィリピン大使館にて申立人の出生登録を行った(甲3号証・「REPORT OF BIRTH」)。同証明書には相手方が父として記載されている。
- 5 同年12月 [] 日に [] と申立人はフィリピンに帰国したが、その後相手方もフィリピンを訪れ、1994年1月 [] 日にマニラ首都圏ケソン市において申立人が相手方の子であることを認める旨の宣誓供述を行った(甲5号証・宣誓供述書)。
- 6 その後、 [] と申立人は1998年10月 [] 日に再度来日し、相手方の住居で同居したが、4か月ほどで相手方と喧嘩をした [] は申立人とともに家を出て知人宅に身を寄せた。ところが [] は1999年6月に申立人を知人方においたまま出奔して行方不明となり、同年9月にこの知人が東京都多摩児童相談所に届け出て10月 [] 日に同相談所が申立人を保護し、同年11月 [] 日から社会福祉法人 [] が運営する児童養護施設「 [] 」に措置入所となった。申立人は今日まで同所で生活をしている。なお [] はその後所在が判明したが、申立人を引き取ることなく、2004年6月 [] 日にフィリピンに帰国した。
- 7 以上の次第であるので、申立人が相手方と [] の間に生まれた子であることは明らかである。

しかるに、相手方は当初は申立人が自分の子であることを認めていたが、その後

態度を不明確にし、申立人法定代理人親権者らからの認知の求めにも言を左右にして応じない。

よって、本件申立をするに至ったものである。

証拠方法

- 甲1号証 除籍謄本
- 甲2号証 出生届
- 甲3号証 REPORT OF BIRTH
- 甲4号証 知り合った経緯
- 甲5号証 宣誓供述書

添付書類

- 甲各号証写 各1通
- 外国人登録原票記載事項証明書 1通
- 戸籍謄本 1通
- 住民票 1通
- 措置通知書写 1通
- 訴訟委任状 1通

以上

婚外子認知事例①

福島県に在住し同県内で職に就いている日本人男性Hは、
頃、友人と一緒に東京の上野のスナックに遊びに来ていたときに、フィリピン人女性Rと知り合い、交際を始めた。Hには妻子がいたが夫婦関係は破綻しており、HはRにその旨を説明し、RもHに妻子がいることを承知し、交際を続けた。

、Rは妊娠に気づき、Hに伝えたところ、Hは喜び、経済的な支援はするので安心して出産するようRに伝えた。
、Rは長男Dを出産した。HはRの出産費用などの一切をHは負担した。HもRも胎児認知のことを知らなかったため、Dは出産後にHから認知された。Dは肺動脈弁狭窄症のため定期的に病院で検査を要し、6ヶ月ごとに通院しており、その費用もHは負担している。

、Rは再び妊娠に気づき、Hは胎児認知をするべく、「認知届」に必要事項を記入した。しかし、不幸なことに出産間近にHが交通事故で入院したため、胎児認知届の提出ができなかった。
、RはKを出産し、「認知届」は「出生届」とともにに提出された。

HとRはお互い遠方に暮らすため、同居はしていない。しかし、HとRはほとんど毎日電話で連絡を取合い、Hは月に2度、東京にあるRの自宅に来て一泊して翌日福島へ戻るという生活をしている。

Rは2人の子どもたちがまだ幼く、仕事をすることができないため、生活費の一切をHが負担している。RとHは将来結婚する予定ではいるが、Hの離婚の見通しはまだ立っていない。

婚外子認知事例②

フィリピン人女性のMは、愛知県のパ
ブで働いていたときに日本人男性のFと知り合い交際を始めた。Fには妻がいたためMとは婚姻ができなかったが、離婚をしたら結婚をしようという約束を信じて交際を続けた。
からMとFは同居を始め、にMは妊娠に気付いた。

、MはRを出産した。その当時、MもFも胎児認知や認知についての知識がなかった。その後、あるN G Oに相談をして認知のことで知り、FはRを認知した。

Fは妻との離婚調停を起こしていたが、なかなか離婚が成立しなかった。
、Mは妊娠に気付き、Fは
、胎児認知をした。
、MはEを出産し、Eは日本国籍を取得した。

Rは出生後認知のため、フィリピン国籍となり、Eは胎児認知のため、日本国籍を取得した。

現在、Fの離婚は依然として成立せず、MとFは内縁関係のまま2人の子どもたちであるRとEの家族4人で暮らしている。

婚外子認知事例③

フィリピン人女性のMは、埼玉県坂戸市のクラブで働いていたときに、客として来店していた日本人男性のNと知り合った。Nは1週間に2-3回、Mの働くクラブを訪れるようになり、からMとNはクラブ以外でも頻繁に会うようになり交際が始まった。

Mの帰国後、NはMを追ってフィリピンを訪れ、Mの家族にも紹介され、Mに結婚を申し込んだ。しかし、Nには法律上の妻がおり、離婚は成立していなかったため、Mとの婚姻は不可能な状態であった。Nの妻によれば、2人の間の子どもたちが成人したら離婚に応じるとのことだった。MはNからのプロポーズを受け入れ、Nの離婚が成立するまで待つことにした。

、Mは来日をしてNとの同居を始めた。、Mは妊娠に気付いた。MもNも胎児認知のことを知らなかった。、MはHを出産し、、HはNから認知された。

、Hは10歳で小学校5年生となった。MとNの内縁関係は依然続いており、HはNの苗字を名乗って学校に通っている。